

水道部ニュース

水道料金の集金制が平成22年3月分で廃止となります。
集金に代わり、お客様の利便性を確保するため、本年10月分料金よりコンビニ収納を開始します。

本市の水道事業が公営企業として健全な経営を維持し、お客様サービスの低下を招くことなく、如何なる時も安全で持続可能な水道施設であり続けることを最大の目標として掲げました「小松島市水道ビジョン」に沿って、現在の業務手法や施設の管理、事業運営面にわたり様々な角度から検討を行い、整備・改善を進めています。

今回は、このうち、料金業務において、長年ご愛顧頂きました集金制を平成22年3月分で廃止するとともに、都合により口座振替に移行が出来ないお客様の利便性を考慮し、本年10月分料金からコンビニによる水道料金の収納方法を導入することとしています。

この「コンビニエンスストア収納に係る収納事務」業務は、(株)阿波銀行が提供主体となり、

地銀ネットワークサービス(株)に

収納代行を委託しているサービスです。従って、この2者を含め提携コンビニ各社と水道部の4者間での収納事務委託契約となります。つきましては、次の全国にあるコンビニエンスストアで、休日・夜間を問わず、10月分より納付が可能となります。

ローソン・ファミリーマート・サンクス・サークルK・ミニストップ・デイリーヤマザキ・ヤマザキデイリーストア・スリーエフ・セブンイレブン・エーエムピーエム・セイコーマート・スーパー北海道・ポプラ・くらしハウス・スリーエイト・生活彩家・セーブオン・ココストア・エブリワン・MMK設置店・コミュニティストア

現在、集金制をご利用のお客様にお願い

コンビニ収納導入(10月分)以降平成22年3月分の廃止までの間において、コンビニ等、他の方法によりお支払いをご希望される場合は、集金との併用はできませんので、大変お手数ですが担当の集金人さんまたは、水道部料金係まで何月分からコンビニであるいは、直接納付、口座振替に支払方法を変更するという意思表示を前もって(1ヶ月前までに)ご連絡をお願いします。コンビニあるいは直接納付でのご希望のお客様には水道部より納付書を送付します。

口座振替へのお願

すでに口座振替にご協力をいただいているお客様は、引き続き口座振替にてお願いします。また、集金制をご利用のお客様は今回、コンビニ収納を導入しますが、お支払いは毎月のことです。コスト削減を図るうえからも早い機会に口座振替への移行をご検討くださるようお願いいたします。

※直接納付とは、お客様が水道部から送付された納付書に現金を添えて、市内の銀行・郵便局などの取り扱い金融機関、もしくは水道部(田浦町)で直接納めて頂く方法です。

※10月分から開始のコンビニでの納付方法・コンビニ対応の新納付書の紹介・注意事項等は、広報こまつしま10月号でお知らせの予定です。

お問い合わせは、水道部料金係(☎33・2207)まで。



災害等への備え

非常時に備えて飲料水および生活水の確保を各家庭で日常から心掛けましょう。
・1日1人3L(3000cc)の飲料水を確保しておきましょう。

飲料水としての水道水の保存は季節・気温・保管場所等により異なりますが、直射日光を避け涼しい場所で3日を目安としてください。(取替え前の水は、念のため飲用以外に利用してください。)

・お風呂の残水は、水洗トイレ等の生活水に転用が出来ますので、次の利用まで貯水しておくことをお勧めします。(浴槽を傷めないよう注意が必要です。)

